

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」事後評価要項

平成 24 年 12 月 4 日

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」事業委員会

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」実施要綱第 5 条第 3 号に定める事後評価については、この評価要項により行うものとする。

1. 事後評価の目的

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」の実施状況や成果等を確認し、当該共同研究拠点の当初の目的の達成状況及び中間評価結果への対応状況について評価を行い、その結果を各拠点に示すことにより、当該拠点の今後の展開及び当該研究分野の発展に資することを目的とする。

2. 事後評価の実施時期

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」による委託事業について、事業終了年度に事後評価を実施する。

3. 事後評価の実施

事後評価の評価項目及び評価の観点、評価方法等は次のとおりとする。

(1) 評価項目及び評価の観点（下記「・」が評価の観点）

① 共同研究拠点の整備状況等

1) 共同研究拠点の運営体制

- ・外部に開かれた運営体制が整備され、研究者コミュニティの意見を踏まえた拠点の運営が行われているか。
- ・共同研究拠点の整備に関する計画の策定、研究課題の公募、採択、評価などに関し、運営委員会が機能しているか。
- ・当該拠点に対して、必要な全学的支援（予算・人員の配分等）が継続的に行われているか。

2) 共同研究拠点における共同利用・共同研究の実績

- ・共同利用・共同研究の課題等が広く全国の関連研究者から公募され、当初目的に沿った共同研究の実績が上がっているか。
- ・中核的な共同研究拠点として、当初目的に沿った共同利用に供する施設・設備及び学術資料、データベース等の活用実績が上がっているか。

3) 共同利用・共同研究の促進に向けた情報提供や技術的支援等、関連研究者への支援実績

- ・共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、当該共同研究拠点における研究の成果について広く情報提供等が行われ、共同利用・共同研究の促進につながっているか。
- ・技術的支援等、共同研究に参加する研究者に対する支援が効果的に行われているか。

- 4) 共同研究拠点の整備による分野全体の研究水準の向上や、異分野融合による新たな学問領域の創出に資する成果
 - ・当該分野全体の研究水準の向上が期待できるか。
 - ・異分野融合による新たな学問領域の創出が期待できるか。
 - 5) 中間評価結果を踏まえた事業の改善状況
 - ・中間評価結果の反映状況は適切なものか。
 - ・事業の改善によって、どのような成果が得られているか。
- ② 共同研究拠点の当初目的の達成状況及び成果
- ・当初の目的は達成されているか。
 - ・具体的なデータに基づく成果はみられるか。
 - ・関連研究者コミュニティの発展にどれだけ貢献できているか。
- ③ 当該共同研究拠点の今後の展開及び研究分野に対する今後の貢献
- ・これまでの成果を活かした今後の推進方策が明確になっているか。
 - ・関連研究分野の発展への貢献が期待できるか。

(2) 評価方法

事後評価は、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」事業委員会（以下、「事業委員会」という）において、書面による評価、ヒアリング評価及び合議評価により行う（事後評価の進め方は別紙1のとおり）。

① 書面評価

事業委員会の委員は、各共同研究拠点から文部科学省に提出された事後評価報告書（様式は別途定める）により書面評価を行う。

書面評価の様式は別に定める。

② ヒアリング評価

書面評価を踏まえ、不明確な点等を確認するため、事業委員会においてヒアリング評価を行う。

ヒアリング評価の実施方法及びヒアリング評価の様式は別に定める。

③ 合議評価

書面評価及びヒアリング評価を踏まえ、事業委員会において合議評価を行い、評価を決定する。

(3) 評価区分等

事後評価の区分は、以下の通りとする（いずれも事業終了時における見込みを含む）。

区 分
S：設定された目的は十分達成された。
A：設定された目的は概ね達成された。
B：設定された目的は十分達成できなかったが、一定の成果は認められる。
C：設定された目的は十分に達成できなかった。

4. その他

(1) 評価結果の報告及び通知

事業委員会は、各共同研究拠点の事後評価の結果を文部科学省研究振興局長に報告するとともに、各共同研究拠点に対して通知する。

(2) 評価の公開等

- ① 事後評価の過程は、評価の適正な実施の観点から非公開とし、関係の会議資料等についても非公開とする。
- ② 事後評価の結果については、ホームページへの掲載等により公開する（評価結果の公表様式は別紙2のとおり）。

(3) 利害関係者の排除

以下に該当する事業委員会の委員は、当該共同研究拠点に係る事後評価は行わないものとする。

- ① 委員が共同研究拠点の構成員となっている場合
- ② 委員の関係者（同一組織、親族）が共同研究拠点の構成員となっている場合
- ③ その他委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される事由がある場合

(4) 秘密保持

- ① 事業委員会の委員は、事後評価の過程で知ることのできた情報について外部に漏らしてはならない。
- ② 事業委員会の委員は、委員として取得した情報（報告書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

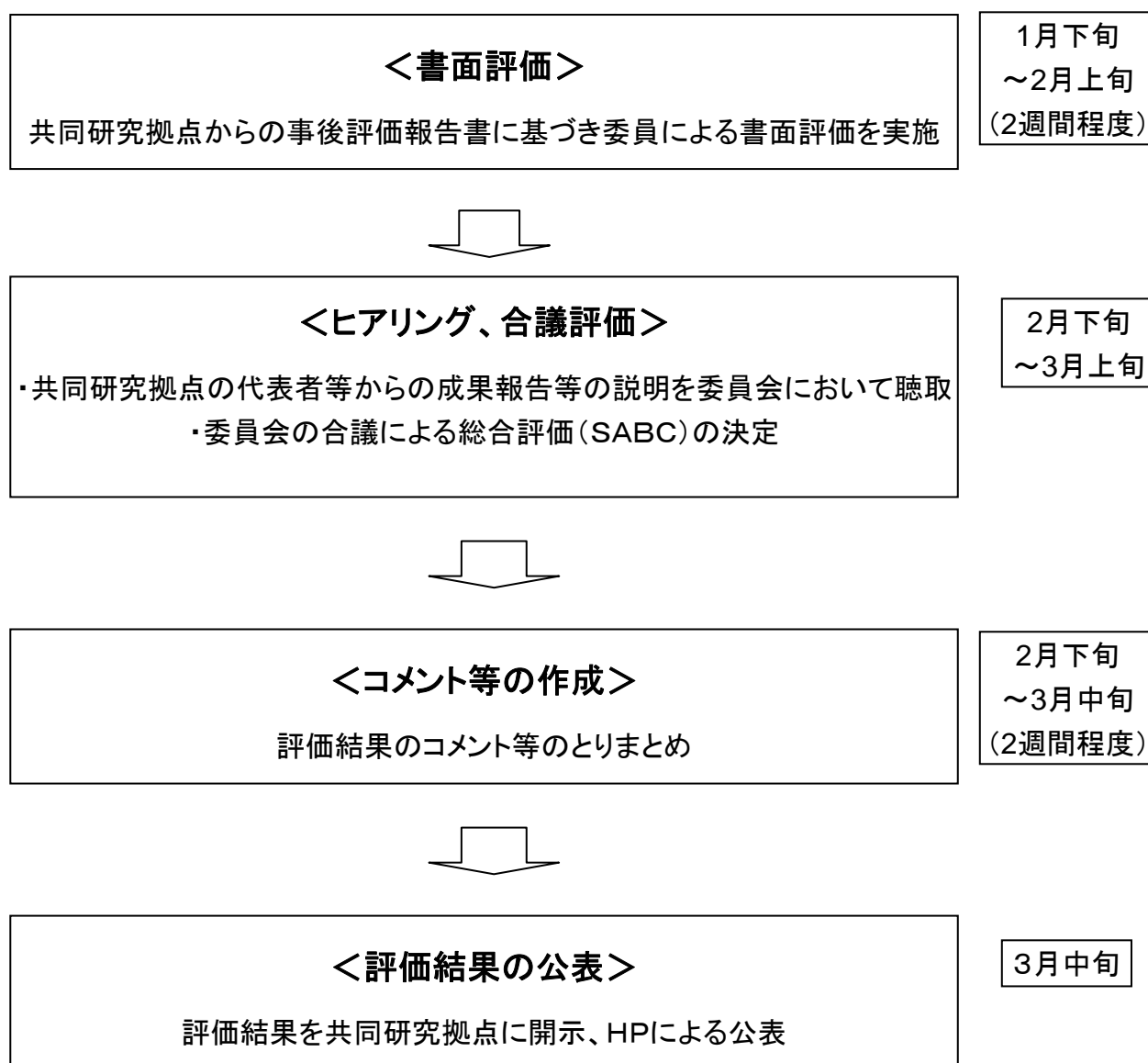
(5) その他

この要項に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

(別紙1)

「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」
事後評価の進め方

事後評価報告書 提出期限 ~1月中旬



事後評価結果の公表様式

大学名		研究分野	
拠点名			
学長の氏名			
拠点代表者			

1. 共同研究拠点の概要 ※事後評価報告書より転記

<p>[共同研究拠点の当初目的]</p> <p>[共同研究拠点における当初目的の達成状況及び成果]</p>
--

2. 評価結果

<p>(評価区分)</p>
<p>(評価コメント)</p>